

司法院釈字第 466 号（1998 年 9 月 25 日）*

争 点

公務員保険給付訴訟を管轄する裁判所はどの裁判所ですか。
(公保給付之爭議之審判法院?)

キーワード

公務員保険、給付訴訟、行政裁判制度

解釈文：憲法第十六条における人民の訴訟の権利を保障する趣旨は、人が法定の手続によって訴訟を提起することおよび公平の裁判を受けることを確保することにある。ただ訴訟救済は、普通の訴訟手続かまたは行政訴訟の手続によるかは、立法機関が職権によって訴訟案件の性質および既存の訴訟制度の機能等を斟酌して作成するのである。わが国では、民事訴訟および行政訴訟の裁判に関しては、現行法の規定によってそれぞれ性質の異なる裁判所によって審理されている、いわゆる「二元の訴訟制度」を実施している。従

って、法律によって他の定めがあるほか、私法に関する争いは、普通の裁判所によって審理され、公法に関する争いは、行政裁判所によって審理されている。

国家は、公務員の生活保障を確保するために、公務員保険法を制定している。(その具体的な制度設計は) 考試院銓叙部が行政院財政部の中央信託局に公務員保険の業務を委託し、保険事故が発生する場合に現金で支払いすることになっている。公務員保険は、社会保険の一種であり、公法の性質を有している。公務員保険給付の

*翻訳者：賴 宇松

争いは、自ずと行政訴訟手続に沿って解決することとなる。ただ現行法制度では、行政訴訟を提起すると同時に付隨に損害賠償を提起することができるが、ほかの給付訴訟類型は存在していない。よって、公務員保険給付の争いが行政救済の確定判決を経たとしても、当該当事者は、必ずしもすぐに保険給付をもらえるとは限らない。関連する機関が今後行政訴訟制度の全般的な改正を迅速に完成しなければならない。そして関連する法制度が完備されるまでに、人民に確実かつ有効な司法救済ルートを提供するために、給付部分に関しては、行政救済手続を経たとしても実現されない場合、普通裁判所に訴訟を提起させ救済を求めるとしてこそ、先述した憲法規定の趣旨に合致する。

解釈理由書：司法院が国家最高の司法機関であり、民事訴訟、刑事訴訟、行政訴訟の裁判、さらに公務員の懲戒を司っていることは、憲法第七十七条に明文に定められている。ただ訴訟救済が、普通の訴訟手続または行政訴訟の手

続によるかは、立法機関が職権によって訴訟案件の性質および既存の訴訟制度の機能等を斟酌して作成するのである。わが国の民事訴訟および行政訴訟の裁判制度は、現行法の規定によってそれぞれ性質の異なる裁判所によって審理されている。公法関係によって生じた争いは、行政裁判所によって審理されている。公務員保険給付の争いをどの裁判所によって審理され、どのような手続を経て解決しなければならないかは、現行法には明文の規定がないため、当該事件の性質に沿って既存の訴訟制度の機能を勘案して救済ルートを定めねばならない。

国家は公務員の生活保障を提供するために(公務員保険制度を設けている)。(その具体的な内容は、)公務員保険法によると、考試院銓叙部が行政院財政部に属する中央信託局に公務員保険の業務を委託している。公務員は身体障害、老後、死亡および家族の葬儀四つの保険事故が生じる場合、被保険人に現金給付を与える(ことになっている)。公務員保険は、

社会保険の一種であり、公法の性質を有している。公務員保険給付の争いは、自ずと行政訴訟手続に沿って解決することとなる。また公務員の公法上の財産請求権が侵害された場合、訴願および行政訴訟手続によって救済を求めることができることは、すでに本院釈字第二六六号および第三一二号解釈で論じられた。ただ現行法制度では、行政訴訟を提起すると同時に付隨に損害賠償を提起することができるが、ほかの給付訴訟類型が存在していない。よって、公務員保険給付争いが行政救済の確定判決を経たとしても、当該当事者は、必ずしもすぐに保険給付をもらえるとは限らない。関連する機関が今後行政訴訟制度の全般的な改正を迅速に完成しなければならない。関連する法制度が完備されるまでに、人民に確実かつ有効な司法救済ルートを提供するために、給付部分に関しては、行政救済手続を経たとしても実現されない場合、普通裁判所に訴訟を提起させ救済を求めさせてこそ、先述した憲法規定の趣旨に合致するのである。

本解釈は、孫森焱大法官による部分反対意見書がある。